

「新しいイメージの既存住宅」の情報提供制度案を取りまとめ

～今夏に告示化後スタート 名称は「安心R住宅」～

国は、平成29年2月28日に開催した「第3回流通促進に寄与する既存住宅の情報提供制度検討会」において、「新しいイメージの既存住宅」の情報提供制度案を公表した。名称については「安心R住宅」とする案が示されている。

「安心R住宅」の要件については、「耐震性」を有することを要件としており、インスペクション（建物状況調査）を実施の上、構造上の不具合及び雨漏りが認められないことも要件とする。

また、水廻り、内装、外装の現況がわかる画像の開示を求め、加えて、登録事業者団体毎に独自の基準を設定し、その基準に適合していることを要件としている。

広告時点では、新築時や過去の維持管理情報の有無等を開示の上、消費者への情報提供を求めている。

今後、今回の取りまとめ案をもとに制度案を今年3月中に確定し、パブリックコメントに掛け、その上で、4月以降に制度を確定し夏頃告示化を図る予定。

(リフォーム評価ナビNews174より抜粋)

なるほど家づくりコラム⑪ =気に入った家 訪ねて参考に=

家づくりは、「誰に、何を、どうやって頼めばいいの？」

設計工事の発注方法によって異なりますが、ハウスメーカー、建設業者、設計事務所への依頼が一般的です。

ハウスメーカーなどの場合は、カタログや展示住宅を見て、その特徴や金額を知ることが出来ます。

住宅は、規格化されており、仕上げ、設備などはグレード別に示されています。一般的な敷地を想定して設定されていますので、極端に変形した土地などに建設する場合

は、別途、経費が必要になります。

建設業者の中には、建築士が所属して、設計から工事までのところや、工事だけのところもあります。

設計事務所に依頼すると、自由性があり個性的な設計が出来るのですが、別に建設業者と工事契約が必要となってきます。

自分の気に入った家を見つけたら、そこを訪ねて参考にしてみたいかがでしょうか。

利用者を守る 定期報告制度

日頃の備えは所有者等の義務です

建築基準法では、建築物を建築する際の基準だけでなく、建築物の所有者や管理者に対し、その建築物や建築設備などを常に安全な状態に維持するように努めることも義務付けています。

建築物を常に安全な状況に維持することは、その建物の利用者に対する安心を提供し、信頼を得ることにつながりますので、定期的に安全点検を行いましょう。

平成28年6月に制度が強化されました

平成28年6月に報告が義務付けられた建築物や設備が増加しました。建築物においては、用途及び規模の範囲が広がったことで、これまで調査・報告の義務が無かった施設も対象となります。

当センターで窓口開設

平成28年9月より、宮崎県からの委託を受けて、宮崎県が所管する地域の定期報告に係る提出・相談窓口を開設しています。

友の会会員からのお知らせ

■「監理技術者講習会」

建築工事に特化した講義内容と充実したテキスト（CD付き）となっています。

CPD6単位

- ・開催日 ①平成29年4月4日（火） ②平成29年6月6日（火） ③平成29年8月1日（火）
④平成29年10月3日（火） ⑤平成29年12月5日（火）
- ・開催時間 8:50～16:45
- ・会場 宮崎建友会館2階 役員会議室 ・定員 12名 ・受講料 10,000円
- ・問合せ 宮崎県建築士会本部事務局（TEL:0985-27-3425）